

学 則

1. 研修の内容

- ① 名 称
市進ケア介護職員初任者研修 / 職業訓練
- ② 課 程
介護職員初任者研修課程（通学）
- ③ 実施期間（日程）
別紙「日程表」のとおりです。
- ④ カリキュラム及び講師
別紙「日程表」のとおりです。
- ⑤ 使用テキスト（名称/発行会社）
「介護職員初任者テキスト 第1巻～3巻（DVD教材付き）」 長寿社会開発センター発行
- ⑥ 実施場所
（講義施設、演習施設とも） 川越会場（市進川越ビル6階、一部1階）
所在地：川越市脇田本町17-1
- ⑦ 受講料等
(1) 受講料 無料
(2) テキスト代 実費
- ⑧ 定 員
24名

2. 受講資格

- ① 募集対象者
埼玉県公共職業訓練の規程に準じて、次のいずれにも該当する方を対象とします。
 - ・ハローワークに求職の申込みをし、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦が得られる方で、訓練開始日に就職していない方
 - ・訓練開始日前の1年以内に次の訓練を受講していない方
「公共職業訓練」又は求職者支援訓練の「実践コース」
- ② 適正
受講者はカリキュラムのすべてを受講できる方で、心身上、受講に支障がない方を対象とします。
面接試験において合格判定を得た方を対象とします。

3. 受講の手続き

- ① 申込方法
住所を管轄するハローワークで職業相談を受け、入校願書を作成し、募集期間内に埼玉県職業能力開発センターへ提出する。
- ② 申込期限
各々募集期間内とする。
- ③ 科目免除
科目の免除はありません。

4. 受講上の注意事項

① 遅刻・早退・欠席の取扱い

(1) 遅刻

開始20分を超えて遅刻をした場合は、欠席とみなします。

(2) 早退

早退をした日は、早退時間にかかわらず、欠席したものとみなします。

(3) 欠席

やむを得ない事由により研修の一部を欠席した場合は、振替補講を行うことができます。但し、振替補講ができる範囲は最大で研修期間のうち3分の1以内とし、原則8ヶ月以内とします。また、埼玉県職業訓練の規程に準じます。

② 補講の実施

(1) 受講可能科目

全ての講義・演習

(2) 費用

補講についての費用はかかりません。

③ 修了の取扱い

(1) 修了評価

別紙「修了評価の方法」のとおりです。

(2) 修了期限

研修開始日から8ヶ月以内に、全カリキュラムを履修し、修了評価を受けてください。やむを得ず修了期限までに修了できない場合、修了期限を研修開始日から10ヶ月間とします。但し埼玉県職業訓練の規程に準じます。

(3) 修了認定

修了を認定した者には、修了証書を交付します。

④ 当社都合による休講・担当講師の変更

講師の都合等、やむを得ない事由により休講または担当講師が変更にある場合があります。また、台風、大雪、大規模災害等により休講する場合があります。休講の場合、当社よりすみやかに受講者へ連絡し、振替日等をお伝えします。

⑤ 講座の中止

下記の事由に該当した場合は、研修を中止する場合があります。

(1) 最低開講人数（5名）に満たなかった場合

(2) その他、やむを得ない事由により研修を実施することが困難な場合

⑥ 受講の取消し

次に該当する方は、受講を取り消すことがあります。

(1) 無断欠席が著しく受講態度の不良な方

(2) 学習能力が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる方

(3) 研修の秩序を乱し、他の受講生に影響を及ぼす方

(4) 埼玉県公共職業訓練の規定に従い、退校要件を満たす方

⑦ 受講中の事故等の対応

受講者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また埼玉県の所轄機関や職業能力開発センターにも報告します。

⑧ 個人情報の取扱い

- (1) 当社は受講者の個人情報の適正な管理を実施します。
また、当社は研修実施により知り得た個人情報を他者に知らせたり、不当な目的に使用したりしません。
- (2) 受講者が受講時に知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しないよう受講生を指導します。
- (3) なお、埼玉県が管理する修了者名簿への登載を目的として、埼玉県に対し、修了者の個人情報を提供します。

⑨ その他

- (1) 委託先
当事業の一部を下記事業者にて委託しています。
委託先 株式会社学研スタディエ
住 所 さいたま市見沼区東大宮5-32-10
- (2) 広報・情報の開示
当事業の情報、緊急のお知らせ等については、当社ホームページにて公表します。
- (3) 禁止事項
当社が配布した教材および各種資料については、無断転用および複製を禁じます。
また、研修時の写真撮影・録音・録画は一切禁じます。
- (4) 学則の変更
当社は、受講者へ予め書面により提示し、承諾を得たうえで、当学則を変更することができるものとします。

(附則) 本学則は平成29年2月1日施行とする。

法人名	株式会社 市進ケアサービス			
代表者	代表取締役社長 守屋 厚志			
本社	東京都文京区本郷5-25-14			
事業名称	市進ケア教育研究所			
連絡先・ 相談窓口	所 属	市進ケア教育研究所	住 所	埼玉県川越市脇田本町17-1
	責任者	統括本部 本部長代理 水沼 修	担当者	平岡／市川
	電話番号	049-210-7363	FAX番号	049-210-7362
	メール	post@ichishin-care.co.jp	HPアドレス	http://ichishin-care.co.jp